



JASDAQ

平成 23 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 大場 典彦
(J A S D A Q ・ コード 7918)
問合せ先
役職・氏名 取締役 今井 将和
電話 03-5155-6801

第三者割当による新株式（A種優先株式）の発行、定款の一部変更、 並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による当社A種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）の発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少を決議するとともに、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、「定款一部変更の件」及び「第三者割当による募集株式の募集事項の決定の委任の件」について付議することを決議いたしました。また、当社は、本優先株式を発行するにあたり、平成 23 年 5 月 27 日付で、割当先となるアサヒビール株式会社（以下、「現アサヒビール」といいます。）との間で株式引受契約を締結いたしましたので、併せてお知らせいたします。なお、本優先株式の発行につきましては、本定時株主総会において上記各議案が承認可決されることが効力発生条件となり、また資本金及び資本準備金の額の減少については本優先株式の発行の効力が発生することが効力発生条件となります。

記

I. 第三者割当による優先株式発行

1. 募集の概要

- | | |
|----------------------------------|--|
| (1) 発 行 期 日 | 平成 23 年 9 月 30 日 |
| (2) 発 行 新 株 式 数 | A種優先株式 2,400 株 |
| (3) 発 行 価 額 | 1 株につき 金 1,000,000 円 |
| (4) 資 金 調 達 の 額 | 2,400,000,000 円 |
| (5) 資 本 組 入 額 | 1 株につき 金 500,000 円 |
| (6) 資 本 組 入 額 の 総 額 | 1,200,000,000 円 |
| (7) 募 集 又 は 割 当 方 法
(割 当 先) | 第三者割当の方法により、現アサヒビールに全株式を割り当てます。
なお、現アサヒビールの引受人たる地位は、平成 23 年 7 月 1 日を効力発生日とし、現アサヒビールを吸収分割会社、同社の子会社であるアサヒグループホールディングス株式会社(同日付でアサヒビール株 |

式会社に商号変更予定。以下、「新アサヒビール」といい、現アサヒビールと併せて「アサヒビール」といいます。）を吸収分割承継会社として行われる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）により、新アサヒビールに承継される予定です。

- (8) その他 本優先株式の発行は、本定時株主総会において、本優先株式の発行及び定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件とします。その他の本優先株式の発行条件の詳細は別紙1をご覧ください。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的及び理由

当社は、長年の事業実績をもつ印刷流通事業に加え、外食サービス事業においても意欲的に参入し、その結果、外食サービス事業は現在、当社グループの主要ドメインにまで成長いたしました。しかし、日本の外食市場は、長引く経済低迷やライフスタイルの多様化などから、市場全体が縮小しており、厳しい環境での事業運営を余儀なくされております。当社グループにおいては、引き続き経営資源を外食サービスに集中し、わが国を取り巻く未曾有の経済環境において、さらなる収益体質の改革に着手いたしております。具体的には、本部コストの縮減と効率化を強力に推進するとともに、事業会社のマネジメントの効率化と効果の最大化を進めるため、子会社の事業再編や本部機能の統合、既存店の業態転換やリニューアルなど、収益の拡大と利益構造改革を進めている最中です。こうしたなか、当社は、経済情勢の変化に対応するとともに、多様化するライフスタイルに適合した外食の新しいビジネスモデルの確立をすすめ、今後も中長期的に安定した利益成長を実現してまいりたい考えです。そのためには、変化を続ける消費行動様式に順応した新規店舗の出店や、既存店のリニューアル等のブラッシュアップを積極的に行っていくとともに財務体質の改善を図る必要があると考え、当社の主要株主であり、重要な取引先でもあるアサヒビールに出資を要請し、同社も受け入れ、パートナーシップを一層強化したうえで、収益体質のさらなる強化を進めることが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の向上に資すると判断し、本優先株式の発行を決定いたしました。

(2) 本優先株式の第三者割当による発行による資金調達を選択した理由

当社は、資金調達について、借入やエクイティ・ファイナンスなどの具体的な方法について様々な選択肢を検討してまいりました。当社の平成23年3月期末時点の自己資本比率は9.2%であり平成21年3月期末時点の自己資本比率17.4%と比べ8.2%減少しております。こうした財務状況に鑑みた場合、自己資本の増強・自己資本比率の向上を図ることが、金融機関からの借入調達コストの維持・抑制や調達余力の拡大等の観点からも適切であると判断いたしました。また、今回の発行予定額は、当社の発行済株式の時価総額と比較しても多額であり、また、現在の経済情勢や東日本大震災の発生により混乱する資本市場の状況並びに当社普通株式の株価水準及び株式流動性を勘案すると、普通株式による公募増資により必要な規模の資金を調達することは困難であります。以上を踏まえ、上記のアサヒ

ビールへの出資要請・受入によるパートナーシップの強化、及び、株式の希薄化による株主の皆様への影響の回避等も考慮の上、本優先株式の第三者割当てにより、アサヒビールからの出資を受けることが最善の選択であるとの結論に至りました。

(3) 株式の希薄化による株主に対する影響

本優先株式は、普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権も付与されない優先株式であるため、普通株式の希薄化は生じません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	2,400,000,000 円
発行諸費用の概算額	20,000,000 円
差引手取概算額	2,380,000,000 円

※発行諸費用の概算額のうち主なものは、本優先株式の発行等に関する登録免許税、フィナンシャル・アドバイザーフィー及びリーガル・アドバイザーフィー等です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 新規出店（備長扇屋 10 店舗）とリニューアル（49 店舗）等の既存店改修費用	862	平成 23 年 9 月 ～平成 24 年 3 月
② 新規出店（備長扇屋 10 店舗・紅とん 5 店舗）とリニューアル（43 店舗）等の既存店改修費用	782	平成 24 年 4 月 ～平成 25 年 3 月
③ 新規出店（備長扇屋 10 店舗・紅とん 5 店舗）とリニューアル（34 店舗）等の既存店改修費用	737	平成 25 年 4 月 ～平成 26 年 9 月

※ 調達資金を実際に支出するまでは銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式発行の差引手取概算額 2,380,000,000 円は、新規出店やリニューアル等の既存店改修費用に充当する予定です。本優先株式発行により調達した資金を成長投資に振り向けることにより、企業価値の向上に繋げてまいりたいと考えております。

以上のことから、当該資金使途につきましては、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に寄与するものと考えられることから、合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の優先配当率（5%）、本優先株式の株主が負担することとなるクレ

ジット・コスト、本優先株式が普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されない優先株式であること等、本優先株式の価値に関する諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案し、本優先株式の優先配当額及び償還額のキャッシュ・フローを現在価値に割引いたディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を用いて本優先株式の株式価値を算定した外部専門家の意見（※1）も参考にした上で、割当先と慎重に協議及び交渉を重ねた結果、本優先株式の発行条件を決定しており、本優先株式の発行条件は合理的なものであると判断しております。

なお、当社は、本優先株式発行に係る払込金額につきましては、上記のとおり合理的なものと判断したうえで、本日開催の取締役会にて全会一致で承認いたしました。

上記のとおり、当社は、本優先株式の発行における払込金額は特に有利な金額ではないと判断しておりますが、客観的な市場価格のない種類株式の払込みに関する判断であるため、念の為、会社法の規定に従い、本定時株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としております。

（※1）本優先株式の株式価値を算定した外部専門家より、当社に表明された意見は、本優先株式の発行価格の決定の基礎となる各前提事実、仮定及び決定される発行価格の妥当性に関して対外的に表明するものではない旨の説明を受けております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式は、株主総会における議決権がなく、また普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されない優先株式であり、普通株式の増加による希薄化は生じません。

6. 割当先の選定理由等

（1）割当先の概要

（平成23年3月31日現在。特記しているものを除く。）

① 名 称	アサヒビール株式会社
② 本店所在地	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 泉谷 直木
④ 事業内容	酒類の製造・販売、飲料の製造・販売、食品・薬品の製造・販売、不動産の販売・賃貸、麦芽の製造・販売、外食事業、卸事業、物流事業、金融事業等
⑤ 資本金の額	182,531,194,085円
⑥ 設立年月日	昭和24年9月1日
⑦ 発行済株式数	483,585,862株
⑧ 事業年度の末日	12月31日
⑨ 従業員数	16,712名（連結）
⑩ 主要取引先	国分(株)

	伊藤忠食品(株) (株)イズミック 日本酒類販売(株) その他																						
⑪ 主要取引銀行	(株)三井住友銀行 (株)みずほコーポレート銀行 住友信託銀行(株) 農林中央金庫																						
⑫ 大株主及び持株比率	<table border="1"> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>5.17%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>4.64%</td> </tr> <tr> <td>旭化成株式会社</td> <td>3.88%</td> </tr> <tr> <td>第一生命保険株式会社</td> <td>3.50%</td> </tr> <tr> <td>富国生命保険相互会社</td> <td>3.49%</td> </tr> <tr> <td>JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)</td> <td>2.22%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三井住友銀行</td> <td>1.87%</td> </tr> <tr> <td>住友信託銀行株式会社</td> <td>1.68%</td> </tr> <tr> <td>STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)</td> <td>1.47%</td> </tr> <tr> <td>住友生命保険相互会社</td> <td>1.47%</td> </tr> </table>			日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.17%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.64%	旭化成株式会社	3.88%	第一生命保険株式会社	3.50%	富国生命保険相互会社	3.49%	JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	2.22%	株式会社三井住友銀行	1.87%	住友信託銀行株式会社	1.68%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	1.47%	住友生命保険相互会社	1.47%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.17%																						
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.64%																						
旭化成株式会社	3.88%																						
第一生命保険株式会社	3.50%																						
富国生命保険相互会社	3.49%																						
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	2.22%																						
株式会社三井住友銀行	1.87%																						
住友信託銀行株式会社	1.68%																						
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	1.47%																						
住友生命保険相互会社	1.47%																						
⑬ 当社との関係等	資本関係	アサヒビールは、当社の発行済株式総数の13.13%の株式を保有しており当社の主要株主に該当します。																					
	取引関係	直接の取引関係はありませんが、当社は酒販店を通じて、アサヒビールの商品を仕入れております。																					
	人的関係	該当事項はありません。																					
	関連当事者への該当状況	アサヒビールは当社の主要株主であり、当社の関連当事者に該当いたします。																					
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態(連結) (単位:百万円。特記しているものを除く。)																							
決算期	平成20年12月期	平成21年12月期	平成22年12月期																				
純資産	534,627	577,702	612,670																				
総資産	1,299,058	1,433,652	1,405,358																				
1株当たり純資産(円)	1,122.13	1,233.25	1,315.51																				
売上高	1,462,747	1,472,468	1,489,460																				
営業利益	94,520	82,777	95,349																				

経常利益	96,474	90,546	101,142
当期純利益	45,014	47,644	53,080
1株当たり当期純利益(円)	96.31	102.49	114.10
1株当たり配当金(円)	20.00	21.00	23.00

(注1) 上記1(7)記載のとおり、現アサヒビールの引受人たる地位は、本吸収分割により新アサヒビールに承継される予定です。なお、本吸収分割はアサヒビールの純粋持株会社制移行にともない行われるものであり、現アサヒビールの営む酒類事業のために有する資産及び権利、債務及び義務並びにこれらに付随する権利義務(契約上の地位を含みます。)を新アサヒビールに承継するものであるとのことです。

(注2) 割当先は東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場しており、同社が各証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書における反社会的勢力に対して断固として対決していくとの記載を確認しており、割当先が暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

(2) 割当先を選定した理由

当社は変化を続ける消費行動様式に順応した新規店舗の出店や、既存店のリニューアル等のブラッシュアップを積極的に行っていくとともに財務体質の改善の必要性から、資金調達の方法を検討し、その中で当社の主要株主であり、また営業面においても当社グループの主要仕入先であるアサヒビールに割当増資の引受を依頼いたしました。

本優先株式の発行により、資本面・営業面における両社の関係をより強固なものとし、友好的な取引関係を構築してまいります。

(3) 割当先の保有方針

割当先からは、本優先株式を譲渡することは予定しておらず、本優先株式の金銭対価の取得請求権(償還請求権)につき、別紙1に定めるところに従い取得請求(償還請求)が可能となった場合には、取得請求(償還請求)を行うとの意向を伺っております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先が提出した直近の有価証券報告書(平成23年3月28日提出)及び四半期報告書(平成23年5月13日提出)の財務諸表を確認した結果本優先株式発行の払込みについて問題のないことを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成 23 年 3 月 31 日現在）		募集後
横川 紀夫	14.62%	同左
アサヒビール(株)	13.13%	
(株) J・M・T	8.55%	
(株) H S M	7.73%	
(株) W & E	7.71%	
(株) エス・エイチ・コーポレーション	7.00%	
(株) エム・ティ・ケイ	6.56%	
(株) 大光	2.92%	
大関(株)	2.53%	
(株) イフ	1.56%	

(注) 本優先株式は、普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されない優先株式であり、普通株式の希薄化は生じないため、普通株式の持株比率の変更はありません。

(2) A種優先株式

募集前	募集後
該当なし	アサヒビール(株) 100.0%

(注) なお、上記 1 (7) 記載のとおり、現アサヒビールの引受人たる地位は、本吸収分割により新アサヒビールに承継され、新アサヒビールが A 種優先株式を引き受ける予定です。

8. 今後の見通し

本優先株式発行により、自己資本の増強及び財務体質の改善を図ることができるものと考えています。また、本優先株式発行による今期業績への影響は軽微と考えておりますが、影響が出る場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本優先株式は、株主総会における議決権がなく、普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されない優先株式であり、① 希薄化率が 25% 未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第 2 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結) (単位:百万円。特記しているものを除く。)

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	44,346	39,820	36,802
営業利益	1,102	612	595
経常利益	1,078	368	387
当期純利益	488	△537	△2,080
1株当たり当期純利益(円)	20.13	△22.14	△85.65
1株当たり配当金(円)	5.00	5.00	0
1株当たり純資産(円)	322.99	297.17	201.21

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成23年5月26日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	24,317,200株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	2,500株	0.0%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%

(注) 現時点において存在する潜在株式は、ストック・オプションのみであり、ストック・オプションが行使された場合に発行される株式数です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始値	821円	944円	1,065円
高値	970円	1,159円	1,089円
安値	710円	890円	763円
終値	950円	1,070円	825円

② 最近6か月間の状況

	平成22年 12月	平成23年 1月	平成23年 2月	平成23年 3月	平成23年 4月	平成23年 5月
始値	1,007円	1,037円	1,045円	1,049円	845円	908円
高値	1,049円	1,065円	1,089円	1,065円	903円	910円
安値	998円	1,020円	999円	763円	827円	825円
終値	1,020円	1,046円	1,045円	825円	887円	834円

(注) 平成 23 年 5 月については、5 月 26 日までの数値です。

③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成 23 年 5 月 26 日
始 値	835 円
高 値	840 円
安 値	834 円
終 値	834 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ストック・オプションに係る新株予約権

発 行 期 日	平成 20 年 4 月 1 日 (第 6 回新株予約権)
調達資金の額	2,200 円
募集時における 発行済株式数	24,261,900 株
募集時における 潜在株式数	2,200 株
現時点における 転換状況 (行使状況)	行使済株式数 2,200 株 未行使済株式数 0 株 失効 0 株
発行時における 当初の資金使途	該当ありません。
発行時における 支出予定時期	該当ありません。
現時点における 充 当 状 況	該当ありません。

発行期日	平成20年6月4日（第7回新株予約権）
調達資金の額	0円
募集時における発行済株式数	24,264,100株
募集時における潜在株式数	93,000株
現時点における 転換状況 （行使状況）	行使済株式数 0株 未行使済株式数 0株 失効 93,000株
発行時における 当初の資金使途	該当ありません。
発行時における 支出予定時期	該当ありません。
現時点における 充当状況	該当ありません。

発行期日	平成21年4月1日（第8回新株予約権）
調達資金の額	6,200円
募集時における発行済株式数	24,264,100株
募集時における潜在株式数	6,200株
現時点における 転換状況 （行使状況）	行使済株式数 6,200株 未行使済株式数 0株 失効 0株
発行時における 当初の資金使途	該当ありません。
発行時における 支出予定時期	該当ありません。
現時点における 充当状況	該当ありません。

発行期日	平成21年6月3日(第9回新株予約権)
調達資金の額	0円
募集時における発行済株式数	24,270,300株
募集時における潜在株式数	92,000株
現時点における 転換状況 (行使状況)	行使済株式数 0株 未行使済株式数 0株 失効 92,000株
発行時における 当初の資金使途	該当ありません。
発行時における 支出予定時期	該当ありません。
現時点における 充当状況	該当ありません。

発行期日	平成21年10月21日(第10回新株予約権)
調達資金の額	0円
募集時における発行済株式数	24,270,300株
募集時における潜在株式数	50,000株
現時点における 転換状況 (行使状況)	行使済株式数 0株 未行使済株式数 0株 失効 50,000株
発行時における 当初の資金使途	該当ありません。
発行時における 支出予定時期	該当ありません。
現時点における 充当状況	該当ありません。

発行期日	平成22年4月1日(第11回新株予約権)
調達資金の額	2,000円
募集時における発行済株式数	24,287,200株
募集時における潜在株式数	2,000株
現時点における 転換状況 (行使状況)	行使済株式数 2,000株 未行使済株式数 0株 失効 0株
発行時における 当初の資金使途	該当ありません。
発行時における 支出予定時期	該当ありません。
現時点における 充当状況	該当ありません。

発行期日	平成22年6月2日(第12回新株予約権)
調達資金の額	0円
募集時における発行済株式数	24,289,200株
募集時における潜在株式数	91,000株
現時点における 転換状況 (行使状況)	行使済株式数 0株 未行使済株式数 0株 失効 91,000株
発行時における 当初の資金使途	該当ありません。
発行時における 支出予定時期	該当ありません。
現時点における 充当状況	該当ありません。

発行期日	平成22年6月23日(第13回新株予約権)
調達資金の額	0円
募集時における発行済株式数	24,289,200株
募集時における潜在株式数	6,000株
現時点における 転換状況 (行使状況)	行使済株式数 0株 未行使済株式数 0株 失効 6,000株
発行時における 当初の資金使途	該当ありません。
発行時における 支出予定時期	該当ありません。
現時点における 充当状況	該当ありません。

発行期日	平成23年4月1日(第14回新株予約権)
調達資金の額	2,500円
募集時における発行済株式数	24,317,200株
募集時における潜在株式数	2,500株
現時点における 転換状況 (行使状況)	行使済株式数 0株 未行使済株式数 2,500株 失効 0株
発行時における 当初の資金使途	該当ありません。
発行時における 支出予定時期	該当ありません。
現時点における 充当状況	該当ありません。

1 1. 本優先株式発行の日程

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 取締役会決議 | 平成 23 年 5 月 27 日 |
| (2) 株式引受契約締結 | 平成 23 年 5 月 27 日 |
| (3) 定時株主総会決議 (予定) | 平成 23 年 6 月 29 日 |
| (4) 払込期日 (予定) | 平成 23 年 9 月 30 日 |

II. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

上記 I. に記載のとおり本優先株式を発行することを可能とするため、本優先株式に関する定款規定を新設するとともに、併せてその他の文言の修正及び追加等、所要の定款変更を行うものであります。なお、上記定款変更は、本定時株主総会における承認をもって効力が生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙 2 のとおりです。

3. 定款変更の日程

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 取締役会決議 | 平成 23 年 5 月 27 日 |
| (2) 定時株主総会決議 (予定) | 平成 23 年 6 月 29 日 |
| (3) 定款変更の効力発生日 (予定) | 平成 23 年 6 月 29 日 |

III. 資本金及び資本準備金の額の減少

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は平成 23 年 3 月期において、当期純損失を計上しており、早期の経営基盤の強化と財務体質の改善が必要になっております。このような状況におきまして、今後の資本政策の柔軟な展開を可能とするため、会社法第 447 条第 1 項及び第 3 項並びに第 448 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を実施させていただき、同額をその他資本剰余金に振り替えたうえで、資本構成の改善をさせていただきたいと存じます。なお、資本金及び資本準備金の額の減少は、本優先株式の発行の効力が発生することを条件としております。また、資本金及び資本準備金の額の減少は、本優先株式の第三者割当と同時に実施するものであるため、会社法第 447 条第 3 項及び 448 条第 3 項の規定に基づき取締役会の決議により実施いたします。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

当社の資本金の額は、本優先株式の発行により、3,964,313,000円となる見込みであります。この資本金の額を1,200,000,000円減少して、2,764,313,000円といたします。

(なお、同時に本優先株式の発行により資本金が1,200,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。)

(2) 資本金の額の減少の方法

減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本準備金の額

当社の資本準備金の額は、本優先株式の発行により、3,203,681,000円となる見込みであります。この資本準備金の額を1,200,000,000円減少して、2,003,681,000円といたします。

(なお、同時に本優先株式の発行により資本準備金が1,200,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。)

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

4. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 23 年 5 月 27 日 |
| (2) 債権者異議申述公告 (予定) | 平成 23 年 7 月 1 日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日 (予定) | 平成 23 年 8 月 1 日 |
| (4) 減資の効力発生日 (予定) | 平成 23 年 9 月 30 日 |

5. 今後の見通し

資本金及び資本準備金の額の減少は、「純資産の部」の勘定の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、本件が業績に与える影響はございません。

以上

株式会社ヴィア・ホールディングス A種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称
株式会社ヴィア・ホールディングス A 種優先株式（以下「A 種優先株式」という。）
2. 募集株式の種類および数
A 種優先株式 2,400 株
3. 募集株式の払込金額
募集株式 1 株につき 1,000,000 円
4. 募集株式の払込金額の総額
2,400,000,000 円
5. 払込期日
平成 23 年 9 月 30 日
6. 増加する資本金および資本準備金
資本金 1,200,000,000 円（1 株につき 500,000 円）
資本準備金 1,200,000,000 円（1 株につき 500,000 円）
7. 発行方法
第三者割当の方法により、募集株式の全てをアサヒビール株式会社（以下「現アサヒビール」という。）に割り当てる。なお、現アサヒビールの引受人たる地位は、平成 23 年 7 月 1 日を効力発生日とし、現アサヒビールを吸収分割会社、同社の子会社であるアサヒグループホールディングス株式会社（同日付でアサヒビール株式会社に商号変更予定。以下「新アサヒビール」という。）を吸収分割承継会社として行われる吸収分割により、新アサヒビールに承継される予定である。
8. 議決権
A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。
9. 譲渡制限
譲渡による A 種優先株式の取得については、当会社取締役会の承認を要する。
10. 剰余金の配当
 - (1) 優先配当金
当会社は、事業年度の末日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基

準日の最終の株主名簿に記録された A 種優先株主又は A 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種優先株式 1 株につき 50,000 円（但し、平成 24 年 3 月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うときは 25,000 円とする。以下「A 種優先配当金」という。）を支払う。

(2) 累積条項

ある事業年度において A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して支払う 1 株あたりの剰余金の配当の額が、A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「A 種優先累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A 種優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して支払う。

(3) 非参加条項

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、A 種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに掲げる剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに掲げる剰余金の配当についてはこの限りではない。

11. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配額

当会社は、残余財産の分配をするときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、1,000,000 円及び A 種優先累積未払配当金相当額の合計額を支払う。

(2) 非参加条項

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

12. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

A 種優先株主は、平成 26 年 9 月 30 日以降、毎年 10 月 1 日（但し、10 月 1 日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「償還請求日」という。）に、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)に定める上限の範囲内において、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当会社は A 種優先株主が償還請求をした A 種優先株を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「任意償還価額」

という。)の金銭を、当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。なお、下記(1)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき A 種優先株式は、各 A 種優先株主が償還請求をした A 種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 取得株式数の上限

A 種優先株主は、各償還請求日において、A 種優先株式 800 株を上限として、償還請求をすることができる。但し、ある償還請求日において当社が取得した A 種優先株式の数が、かかる上限の数に達しないときは、その不足分は次回以降の償還請求日に累積する。

(2) 任意償還価額

任意償還価額は、A 種優先株式 1 株につき、1,000,000 円及び A 種優先累積未払配当金相当額の合計額とする。

13. 金銭を対価とする取得条項（償還条項）

当社は、平成 26 年 9 月 30 日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A 種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる A 種優先株式を取得するのと引換えに、A 種優先株式 1 株につき 1,000,000 円及び A 種優先未払累積配当金相当額の合計額の金銭を A 種優先株主に交付するものとする。なお、複数の A 種優先株主から A 種優先株式の一部を取得する場合は、按分比例の方法により決定する。

14. 株式の分割又は併合等

(1) 当社は、A 種優先株式について、株式の分割又は株式の併合は行わない。

(2) 当社は、A 種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

15. 単元株式数

当社の普通株式の単元株式数は 100 株とし、A 種優先株式の単元株式数は 1 株とする。

以 上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は80,000,000株とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は80,000,000株とする。 <u>② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u> <u>普通株式80,000,000株</u> <u>A種優先株式2,400株</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の<u>普通株式の</u>1単元の株式の数は100株とし、<u>A種優先株式の1単元の株式の数は1株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 優先株式</u></p> <p><u>(議決権)</u> 第11条の2 <u>A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(譲渡制限)</u> 第11条の3 <u>譲渡によるA種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。</u></p> <p><u>(優先配当金)</u> 第11条の4 <u>当社は、事業年度の末日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株主又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき50,000円(但し、平成24年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは25,000円とする。以下「A種優先配当金」という。)を支払う。</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>(累積条項)</u></p> <p>② ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「A種優先累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金および普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。</p> <p><u>(非参加条項)</u></p> <p>③ A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに掲げる剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに掲げる剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第11条の5 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、1,000,000円およびA種優先累積未払配当金相当額の合計額を支払う。</p> <p><u>(非参加条項)</u></p> <p>② A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p><u>(償還請求権)</u></p> <p>第11条の6 A種優先株主は、平成26年9月30日以降、毎年10月1日（但し、10月1日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「償還請求日」という。）に、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、そ</p>

現行定款	変更案
	<p><u>の有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>なお、下記(1)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、各A種優先株主が償還請求をしたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。</u></p> <p><u>(1) 取得株式数の上限</u></p> <p><u>A種優先株主は、各償還請求日において、A種優先株式800株を上限として、償還請求をすることができる。但し、ある償還請求日において当社が取得したA種優先株式の数が、かかる上限の数に達しないときは、その不足分は次回以降の償還請求日に累積する。</u></p> <p><u>(2) 任意償還価額</u></p> <p><u>任意償還価額は、A種優先株式1株につき、1,000,000円およびA種優先未払積当金相当額の合計額とする。</u></p> <p><u>(償還条項)</u></p> <p><u>第11条の7 当社は、平成26年9月30日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき1,000,000円およびA種優先未払積当金相当額の合計額の金銭をA種優先株主に交付するものとする。なお、複数のA種優先株主からA種優先株式の一部を取得する場合は、按分比例の方法により決定する。</u></p> <p><u>(株式の分割又は併合等)</u></p> <p><u>第11条の8 当社は、A種優先株式について、株式の分割又は株式の併合は行わない。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第16条の2 第11条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>② <u>第13条第1項、第14条および第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>③ <u>第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>